

写真で振り返ります



# 国東半島芸術祭 閉幕。

10月4日から11月30日まで開催された「国東半島芸術祭」は約2ヶ月の会期を終え、大盛況の内に幕を閉じました。各会場には連日、全国各地から大勢の見学者が訪れ、地域ボランティアの皆さんの説明に熱心に耳を傾けながら、作品を鑑賞する様子が見られました。ご来場、ご協力、ありがとうございました。

## 千燈プロジェクト



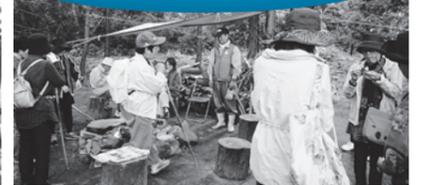
おせっいたいに、ニコリ

## 岐部プロジェクト



川俣正さんと一緒に、巣箱をつくりました

## 成仏プロジェクト



バスツアーで大勢の見学者が訪れました



オリジナルお土産も好評でした



岐部のボランティアさんが、元気にお出迎え



宮島達男さん公認グッズや、漬け物バイキングも大好評



大勢の方が五辻不動産を訪れました

## 応援プロジェクト



両子河原座のおせっいたい



雨の降る早朝、花の種を蒔いてくれた岩戸寺区・おこびり屋の皆さん



案山子で応援 文溪里の会



竹田津幼稚園・保育所 ワークショップ



花と盆栽でおもてなし

国東盆栽クラブ



榎海 なつとかすっ会



松原フラワー会



大光寺講演会



国東小のジャンボTシャツ



武溪保育所と武蔵西小で「怪談」会場を飾り付け

## 市内全応援プロジェクト

※誌面の都合上、団体名を掲載します。(順不同)

文化講演会を開催する会/おくすり研究会/文溪里の会/たたら製鉄講座/国東盆栽クラブ/GREEN DOORS/仁聞ふれあい塾/岐部三区/成仏区/榎海なつとかすっ会/松原フラワー会/岩戸寺おこびり屋/両子河原座/国東こども園/国東小学校

## 米価格下落に係る稲作農家への金融支援を行います



平成26年産米の概算金額の大幅な下落により減収が見込まれる稲作農家を対象に、経営の維持・安定を図るために必要な資金が円滑に融通されるよう、金融支援が行われます。

### ■農業近代化資金（稲作経営安定緊急対策）※認定農業者のみ

■**農林漁業セーフティネット資金**（稲作経営安定緊急対策）

今年度中の新規融資（運転資金）に限り、3年間末端金利を無利率にするため大分県が利子補給を行います。

・貸付対象者 平成26年産米の生産目標数値を達成している米の販売農家

・貸付限度額 米価格下落に伴う減収額（出荷数量60kg当たり3,000円が上限）

### ■農業経営緊急対策アシスト資金（稲作経営安定緊急対策）

償還が困難な既存貸付金について、農業経営緊急対策アシスト資金での借換えにより、実質的に償還猶予を実施します。

・貸付対象者 平成26年産米の生産目標数値を達成している米の販売農家

・貸付限度額 300万円（ただし、今年度中の約定償還額が上限）

詳しくは、お近くの農協、日本政策金融公庫等の金融機関、または左記の窓口へお問い合わせください。

### 【問合せ先】

市役所農政課 農政係  
大分県東部振興局 農山漁村振興部 農政班  
☎0978-72-5167  
☎0978-72-0409

## 税務署から税制改正のお知らせ

# 財産を相続したとき

### 相続税の申告と税制改正

亡くなられた方（被相続人）の財産を、相続や遺贈（遺言によって財産を譲ること）によって取得した場合、各相続人等が相続や遺贈によって取得した財産の額と、過去に被相続人から相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額から債務や葬式費用の金額を控除し、相続開始前3年以内の歴年課税に係る贈与財産の価額を加算した「正味の遺産額」の合計が基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

この基礎控除額について、平成27年1月1日以降に亡くなられた方から財産を相続や遺贈によって取得した場合は、**3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)**（改正前：5,000万円＋(1,000万円×法定相続人の数））に引き下げられています。

なお、申告及び納期限は、被相続人の死亡したことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内です。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。か、最寄りの税務署まで、お気軽におたずねください。

※税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

【問合せ先】別府税務署 ☎0977-23-2111（自動音声案内）